

監査報告書

学校法人Y S E 学園

理事会 御中

評議員会 御中

令和4年5月12日

学校法人Y S E 学園

監事 池本 康次 

監事 八木 一郎 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づき、学校法人Y S E 学園の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの会計年度における会計及び学校法人の業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1. 監査方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 学校法人の業務の監査について、理事会及びその他の会議に出席し、理事から学校業務報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査意見

- (1) 計算書類（資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む)、事業活動収支計算書、貸借対照表、付属明細表及び財産目録)は、学校法人会計基準に準拠して作成され、法人の資金収支、事業活動収支の状況及び財産状態を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 学校法人の業務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実はないと認める。

以上